

# 青森県報

第二千三百五十七号

平成十六年  
七月二十六日  
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
富田小児科内科アレ ルギー科	八戸市内丸二丁目一の四七	平成一六・六三

### 青森県告示第五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 目次

#### 告 示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………（保健衛生課）…一  
 保安林の指定……………（林政課）…一  
 右 同……………（ 同 ）…二

#### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………（県民生活政 策 課）…二  
 建設業者の許可の取消し……………（青森県土 整 備 事 務 所）…三  
 右 同……………（ 同 ）…三  
 右 同……………（十和田県土 整 備 事 務 所）…三  
 右 同……………（ 同 ）…四

## 告 示

### 青森県告示第五百十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年七月二十六日

#### 一 保安林の所在場所

五所川原市大字持子沢字隠川六九五の五、六九五の三八、六九五の九六、六九五の九七

#### 二 保安林指定の目的

干害の防備

#### 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 二 保安林の所在場所

五所川原市大字持子沢字隠川六九五の五、六九五の三八、六九五の九六、六九五の九七

#### 三 保安林指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 保安林の所在場所

五所川原市大字一野坪字朝日田崎八〇の一、九二・九四の一・一五三・一五五から一五七まで(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、一八五、一八六・字朝日田六・一一・大字金山字梅ケ枝二二・二六・四〇の一・四六の一・五二・七三(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、八〇の一、八〇の三・八二・大字飯詰字狐野七・八・三六の一・三六の二・三六の四・三六の六・三六の七・三七・四一の四(以上十一筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林指定の目的

風害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 保安林の所在場所

五所川原市大字一野坪字朝日田崎八〇の一、九二・九四の一・一五三・一五五から一五七まで(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、一八五、一八六・字朝日田六・一一・大字金山字梅ケ枝二二・二六・四〇の一・四六の一・五二・七三(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)、八〇の一、八〇の三・八二・大字飯詰字狐野七・八・三六の一・三六の二・三六の四・三六の六・三六の七・三七・四一の四(以上十一筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林指定の目的

公衆の保健

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年七月七日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あいうえおの会

- 三 代表者の氏名  
奈良 衛

- 四 主たる事務所の所在地  
西津軽郡木造町字荻野一六の四

- 五 定款に記載された目的  
この法人は、木造町及びその周辺町村の知的障害者・身体障害者（児童も含む）及び障害をもつた子どもをもつ親に対して、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが平等に住みやすい社会を目指すことを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 若宮機器工業

- 二 氏名 古川 二郎

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田六〇の一九

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第九九九四号

- 五 取消年月日 平成十六年六月十六日

- 六 取消しに係る建設業の許可  
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

平成十六年一月十一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 寺田サツシ工業

- 二 氏名 寺田 秀雄

- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字大野字前田六八の一〇五

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一〇〇八九号

- 五 取消年月日 平成十六年六月二十一日

- 六 取消しに係る建設業の許可  
建具工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

平成十六年六月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社平成工業

- 二 代表者の氏名 桜井 健作

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字ほとけ沢三七

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五六二号

- 五 取消年月日 平成十六年六月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可  
 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 平成十六年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年七月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 六一商事
- 二 氏名 木村 敏子
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第五〇〇〇八四号
- 五 取消年月日 平成十六年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
 青森市長島二丁目一番一号  
 青 森 県

（印刷所・販売人）  
 青森市第一問屋町二丁目番七七号  
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
 定価小口一枚二付十五円一銭